別　紙

写　真　撮　影　基　準

令和８年度松くい虫被害木駆除業務委託その４に係る写真撮影基準は、この基準によるものとする。

１　写真の種類

（１）伐採前、伐採後の駆除対象木状況（３枚）

駆除対象木全てにおいて、原則として同一箇所での伐採前、伐採後の状況を撮影するものとする。伐根の状況を撮影するものとする。

（２）くん蒸処理状況（３枚）

伐採、集積された駆除対象木全てにおいて、くん蒸処理状況（計量した薬を使用する様子）、被覆完了後の状況及び注意表示等の設置状況を撮影するものとする。

（３）薬剤容器、くん蒸用シート

納品時の薬剤容器、くん蒸用シート及び使用後の薬剤容器全てを撮影するものとする。

２　撮影の方法

（１）　写真は施工前､施工後の状況が明確にわかるように近景撮影するものとする｡なお、施工後の写真については、駆除対象木ごとに伐根の状況及び切株面の直径が確認できる写真を撮影すること。

また、くん蒸処理を行う駆除材については、計量ポール、巻尺等を用いて集積木の長さ、幅及び高さが確認できる写真を撮影し、材積が明瞭に確認できるようにすること。なお、くん蒸中である旨及びくん蒸期間を表示するなど、第三者注意を促す措置を講じ、その状況及び表示内容が確認できる写真を撮影すること。

※「近景」とは撮影対象から数m程度離れた位置からの撮影をいう。

（２）写真は下記の事項等を記載した黒板等を含めて撮影すること。

ア　撮影年月日

イ　件名

ウ　事業地名（薬剤容器、くん蒸用シートの撮影においては不要）

エ　事業地駆除材積（薬剤容器、くん蒸用シートの撮影においては不要）

オ　その他必要事項（駆除対象木の GPS 番号等）

３　写真の提出方法

写真は、紙媒体及び電子データの両方を提出するものとする。電子データは DVD-R または CD-R に保存し、事業地ごと及び撮影内容ごとに整理したうえで提出するものとする。なお、上記記録媒体は受注者が用意すること。